２０２５年9月５日

全国地域人権運動総連合
事務局長 新井直樹

２０２５年度政府要求

前略

表記について、７月２５日付けで要求を提出。9月５日の対面話し合い、また同日までの文書回答を要請してします。

1. 対面交渉（法務延期8／19　後日の折衝日交渉）
　午前　国交（10:30～11:30）　農水（11:00～12:00）→法務は延期
　午後　文科（13:30～14:30）　厚労（13:30～14:45）
　愛知個別交渉　環境（13:00～　　）

2. 文書回答・経産　電話回答・外務

3. 申し入れ　厚労（地域福祉関係）　防衛

4. 回答先・担当者

〒３７０－３１０４
群馬県高崎市箕郷町９９ー４
電　話０８０－５５１５－９９０４
ＦＡＸ０５０ー３４５２－８７３９
メール　全国人権連<zjr@mbg.nifty.com>
全国人権連　群馬作業事務所　神沢

【各省共通要求】

政府は大軍拡予算優先では無く、国民経済の底上げ・充実に率先して取り組み、憲法が地域社会に活き、いつまでも住み続けられ、平和で人間らしい暮らしができることを求める。私たちは、「地域人権」の理念を①自分の意思により自由に考え発信し行動できる地域社会②貧困や格差による困難を解消し、幸福に暮らせる地域社会③参加・協同による住民自治が確立された地域社会、と考えており、政府が責任をもって施策の充実をはかることを求める。

農林水産省

1．米価高騰と流通の安定に関する追加対策

政府備蓄米の一時売渡による流通の目詰まり解消策は評価しますが、抜本的な需給バランスの改善を急ぐべきである。生産調整のあり方や中長期的な需給見通しの提示を行い、農家が安心して生産できる仕組みと消費者が求めやすい価格制度を構築すること。また、地域ごとの販売先確保への支援も強化されたい。

2．認定新規就農者制度の年齢制限緩和と支援の拡充

現在 49 歳以下が対象の支援措置を、実情に即して 60 歳未満まで拡大し、初期投資・所得補償の拡充を要望する。特に農業に挑戦する中高年層に向けた資金支援や第三者継承制度と連動した制度改善を行い、担い手確保策の実効性を高める必要がある。

3．経営安定と直接支払いの拡充

現行の経営所得安定対策の一部ある直接支払い制度（ゲタ対策）やナラシ対策では、生産費をカバーしきれず、離農が進んでいる。各品目での生産費と収入の乖離に対応し、再生産が可能な水準にまで補償額を引き上げること。また、中山間地や条件不利地域における所得補償の充実も併せて要望する。

4．農機具の共同利用推進と支援拡大

共同利用機械の導入支援について、交付金の対象経費拡大（維持管理費や中古機導入も含む）を求める。特に農地集積が困難な地域では、小規模農家同士の連携を促進する支援制度の強化を要望する。

5．鳥獣被害対策予算の増額と恒常的支援化

被害の深刻化に対応し、交付金の大幅増額を求める。また、捕獲後の処理・搬出・保管・ジビエ利用に関する支援制度を明確化し、補助の柔軟化も求める。農林水産業被害への補償制度の創設も検討されたい。

6．森林整備と野生動物生息環境の分離

針葉樹中心の人工林から広葉樹の導入への転換を加速し、森林の多様性回復を進めること。里山保全に関する市民団体・NPO との連携支援、森林ボランティア支援制度の整備を要望する。

7. 安全な種子と農薬への一層の安全性確保

種子の国産自給率向上を目指し、公共種子の保全と普及の強化を要望する。除草剤・農薬の再評価のスピードアップと情報公開、農家・消費者が安心できるラベル表示制度の導入を求める。

愛知県あま市および名古屋市中川区所在化製場(畜産副産物処理施設)の老朽化・公害・衛生管理に関する要請

愛知県あま市および名古屋市中川区の化製場は、牛・豚・鶏の骨・内臓・皮・血液等の畜産副産物を肥料・飼料・ペットフード・化粧品素材等として再資源化し、循環型農畜産業を支える公益性の高い事業体です。令和５年度の受入量は牛骨 7,000ｔ、豚 5,000ｔ、鶏 13,000ｔ、原皮は牛 36,000 枚・豚 67 万枚、死亡家畜搬入も複数府県に跨り、中京圏最大規模の施設であることが確認されています。

本施設は、農林水産省が所管する畜産副産物肥飼料利用施設整備支援交付金の対象となる重要事業です。老朽化に伴う施設更新や移転に関して、技術的・資金的支援の充実を強く要請します。また、事業者の意向を尊重しつつ、適地として国有地・都道府県用地の活用支援も併せてご検討ください。

【農林水産省・厚生労働省・環境省　三省連携の要請】

1. **環境監督・衛生監督の強化**：三省が連携して、排水・悪臭・衛生・HACCP 管理の実施状況について、合同監査・指導の枠組みを整備してください。
2. **技術・資金支援の拡充**：最新の衛生・悪臭低減技術導入支援、施設再整備にかかる補助金制度の適用拡大を求めます。
3. **移転支援と土地調整**：国有地や都道府県所有地の斡旋により、適地への移転支援を三省横断で進めていただけるようお願いします。
4. **法制度の見直し**：化製場等に関する法令や制度の改善、公害防止協定の見直し、衛生指導体制の柔軟化を三省連携で推進し、円滑な移転と運営再構築を支援してください。

本施設は、食の安全、地域農畜産業の持続、環境保全、公衆衛生維持に不可欠な公益的事業を担っており、現状のまま放置することは住民の健康・地域社会の安定に重大な影響を及ぼします。何卒、**農林水産省・環境省・厚生労働省**の三省が連携し、監督・支援・制度改善を包括的に進めてください。

（農水省事前照会と人権連事務局返答）

農林水産省経営局経営政策課担い手総合対策室　経営推進第２係長　江島直幸

①「６．森林整備と野生動物生息環境の分離」について、以下の不明な点がありましたので、教えてください。よろしくお願いいたします。

（照会）

要求文に、「里山保全に関する市民団体・NPO との連携支援」とありますが、前段で「針葉樹中心の人工林から広葉樹の導入へ…」と記載されていますので、これは、「里山林の所有者」と「市民団体・NPO との連携支援」ということで理解して良いでしょうか。そうではなく、別の誰かといことであれば、「誰」と「市民団体・NPO との連携・支援」なのか教えていただけないでしょうか。

（人権連返答）

里山林を所有する個人または団体と、市民活動を行う NPO や市民団体との協力を促進することを意味しますが、実際には、地方自治体や農林業従事者、環境保護団体なども重要な関係者であり、より包括的な支援体制を求めるものです。

②「７．安全な種子と農薬への一層の安全性確保」について、以下の不明な点がありましたので、教えてください。よろしくお願いいたします。

（照会）

要求文に、「種子の国産自給率を目指し、公共種子の保全と普及の強化を要望する。」とあります。一方、一昨年に当方から、「安全な種子」は何を意味するかを貴団体にお聞きしたところ、「遺伝子組換えでない種子」である旨の回答をいただいたところです。今回の「公共種子」が表題の「安全な種子」とどのような関係で記載されているかがよくわかりません。「公共種子」が、どのような「種子」であるか教えていただけないでしょうか。

（人権連返答）

「公共種子」とは、民間企業や個人の所有ではなく、公共の利益を目的として、政府や地方自治体、公的機関などが管理・提供する種子のこと。これらの種子は、主に農業や生態系保全、食料安全保障を目的として、広く利用されることを求める内容です。

③「７．安全な種子と農薬への一層の安全性確保」について、以下の不明な点がありましたので、教えてください。五月雨で申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

（照会）

要求文に、「除草剤・農薬の再評価のスピードアップと情報公開、農家・消費

者が安心できるラベル表示制度の導入を求める。」とあります。表題からすると「農薬」の「ラベル表示制度の導入」についてのご要望だと思われますが、そうであれば、「農薬」を使う「農家」「が安心できるラベル表示制度の導入」という理解でよろしいでしょうか。その場合は、「・消費者」の文言を削除していただけないでしょうか。ちなみに、「消費者」が購入する農産物への「ラベル表示制度の導入」も要望しているということであれば、その部分の所管は消費者庁になりますので、農林水産省ではなく、消費者庁へご要望願います。当省の所管ではありませんので、「消費者」部分について回答することはできません。

（人権連返答）

「・消費者」の文言を削除。

④「６．森林整備と野生動物生息環境の分離」の後段の最後の部分について、以下の不明な点がありましたので、教えてください。よろしくお願いいたします。

（照会）

要求文に、「森林ボランティア支援制度の整備を要望する。」とあります。このご要望について、具体的にどのような内容を意味するのかがわかりません。ご要望の趣旨に沿って回答させていただきたいと考えておりますので、このご要望が、１　補助事業等の予算的な支援か、２　ソフト面（フィールド・情報提供、環境教育等）での支援か、３　１及び２双方を含む支援制度全体を指すのか、４その他、何かございましたら、具体的にはどのような内容を意味するものか教えていただけないでしょうか。

（人権連返答）

1　支援金・助成金の拡充　目的：森林ボランティア活動を持続的に行えるよう、ボランティア団体や個人に対する支援金や助成金を拡充する。具体的な要望：(1) ボランティア団体に対する定期的な資金提供を実施（2）活動の規模や地域に応じて支援額を柔軟に設定（3）ボランティア活動に必要な機材や資材の購入費用を補助する制度を確立。

国土交通省

1．公営住宅政策の抜本的強化と地域づくりビジョンの明示
①補助制度の実効性向上
・建て替え・耐震化に対する国庫補助率・補助単価の「大幅な引き上げ」を要求する。
・「補助率の引き上げは困難」との回答に対し、地方自治体の財政状況や家賃回収実態を踏まえた柔軟な補助制度の再設計を求める。
②入居者のニーズを反映した住環境整備
・高齢者・障害者・単身者・多世帯に対応した「バリアフリー設計」や「面積確保」など住環境の質的向上に対して、国による住宅政策指針の明確化を求める。
・建て替えに伴う「住民追い出し」や「民間開発優先」を回避し、地域内再居住やコミュニティ維持を前提とした住環境再生モデルを国として示すこと。
③地域共生・融合型住宅政策の具体化
・公営・改良住宅に関し、「地域住民との融合を明確に示した地域づくりビジョン」の策定・提示を国として行うこと。
・老朽・空き家住宅の再整備や、建て替え後の入居方針などについて、実例に基づくモデル政策を示し、自治体の政策策定を支援すること。

2．住宅払下げ・住宅管理の適正化と不公正是正
①住宅払下げの円滑化と周知
・公営・改良住宅における住民への払下げ制度について、地方整備局への相談だけでなく、「標準的なガイドライン」や「手続きフロー」を分かりやすくまとめ、各自治体に通知すること。
・法的枠組みを活かしつつ、地域の実情を踏まえた弾力的な制度運用を可能とする方向での運用改善を図ること。
②管理の公平性確保に向けた指導強化
・特定団体（例：部落解放同盟支部）による家賃徴収や入居基準決定の委託が行われている自治体（福岡市・北九州市など）に対して、住民の人権・公平性確保の観点から、国としての是正指導の徹底を求める。
・公営住宅・改良住宅の管理におけるガバナンス強化、住民との情報共有ルール等を含め、国からの具体的な改善提案と支援を行うこと。

3．住宅貸付償還・滞納対策の透明化と実効支援
①簡易版マニュアルの早期作成と配布

・「債権管理回収業務標準マニュアル（第 6 訂版）」とは別に、自治体現場職員向けの「簡易マニュアル」を早急に作成し、全国へ配布すること。
・滞納者支援に配慮した対応策（分納・減額・相談窓口の設置等）を含む実務指針の整備も併せて行うこと。
②滞納状況の継続的公表
・現在の「別紙」での全国人権連への提供にとどまらず、滞納状況（県別・自治体別）のデータを国交省の Web サイト等で毎年度公開し、地域課題の可視化と政策支援に資すること。なお各県別滞納一覧を資料として提供願いたい。

4. 地域公共交通の維持・再構築に関する抜本的支援強化
①行政責任の明確化と補助制度の強化
・地域公共交通の維持は「行政の責任」であることを明確にし、住民協議を基盤とした地域交通ビジョンの策定を国の義務として支援すること。
・運行補助や施設整備補助に加え、自治体が中長期的視点で計画できるような「安定財源制度」の創設を求める。
②「交通空白解消」の実効性担保
・「交通空白解消本部」による首長訪問・伴走支援の強化に加え、「住民参加型協議会」の設置を要件とした支援制度を導入すること。
・公共ライドシェア・地域交通リ・デザインなどの施策について、全国的な成功モデルの提示と自治体間連携支援を求める。

国土交通省　中部運輸局　鉄道部　御中

【要請の趣旨】

現在、名鉄新清洲駅（愛知県清須市）は、一日あたり約 9,000 人の利用者を抱える主要駅でありながら、バリアフリー整備が一切なされておらず、安全性・利便性の面で重大な課題を抱えています。

バリアフリー法や関係ガイドラインに照らせば、本駅はすでに整備対象駅に該当しており、本来であれば 2020 年度までに段差解消等の整備がなされているべき駅です。それにも関わらず、当駅は未だ法的整備基準を満たさないまま放置されており、その上 2023 年 12 月には駅の「無人化」が実施され、交通弱者にとっては「実質的な利用拒否」とも言える事態に至っています。

市民の安全を守る公共交通インフラとして、また、国の掲げる「共生社会」の理念の実現に向けて、当駅のバリアフリー化および安全対策の早期実現は喫緊

の課題です。法的・制度的観点からも、これ以上等閑にされるべきではありません。

つきましては、貴局が所管官庁としての責任と権限を持ち、下記の事項について関係機関への助言・指導、また制度活用支援など、積極的なご対応をいただきますよう強く要請いたします。

【要請事項】

1. **名鉄新清洲駅のバリアフリー化の早期実現に向け、鉄道事業者及び清須市に対して強く指導・助言を行っていただきたい。**
2. **駅の無人化に伴い低下した支援体制の是正について、バリアフリー法およびガイドラインに基づき、必要な措置を講じられるよう指導いただきたい。**
3. **高架化までの長期間にわたる移行期間中においても、段階的にできる整備（仮設エレベーター設置、手すりの改修、通過列車対策、ホーム拡幅など）を推進するよう、国の補助制度を活用して支援・誘導していただきたい。**
4. **清須市に対して、バリアフリー促進方針（マスタープラン）の策定を強く促し、地域公共交通会議等において、本駅のバリアフリー化と安全対策の進捗管理を行う体制の整備を指導していただきたい。**

経済産業省

１．消費税・インボイス制度関連

現状の制度説明や周知徹底策だけでは、現場の事業者が抱える実質的な負担・排除の問題は解決されていない。よって、インボイス制度の運用については、「制度の凍結」あるいは「小規模事業者への完全免除」など、制度設計の抜本見直しを求める。

あわせて、全世代型社会保障に名を借りた逆進性の高い消費税の負担を軽減するため、消費税の 5%への引き下げを直ちに実施するよう再度強く求める。

２．最低賃金引き上げと中小企業支援

「社会保険料は事業主の責任」とする形式論を繰り返すのではなく、実際の経営実態をふまえた具体策が必要。

社会保険料の事業主負担について、少なくとも最低賃金引き上げ実績を持つ企業に対しては、一定期間の減免制度を創設すること。

また「賃上げ原資の確保」に向けた価格転嫁政策の実効性を高めるため、公正取引委員会との連携強化だけでなく、行政による「価格転嫁指導義務制度」の創設を求める。

３．同和高度化資金の透明化と返済管理

貸付残高が依然として約 27 億円に及ぶなかで、返済状況の見える化と不正防止が急務である。

各都道府県別の貸付額・回収額・不履行件数などを含む資料の毎年定期的な公表を求める。

返済猶予や条件変更に際しては、第三者機関による査定・審査体制を強化し、制度の公正性を担保するよう求める。

４．えせ同和行為対策と啓発パンフの見直し

(1) 啓発パンフが過剰な「差別存在の演出」となっており、「えせ同和行為」を誘発しているとの指摘に応えるべきである。６月６日閣議決定された人権教育啓発基本計画（第２次）の見直し視点をパンフや研修に反映させること。

啓発資料やセミナー内容については、客観的データ（人権侵犯件数など）を踏まえた見直しと再編成を求める。

「差別の実態とえせ行為の実態を混同しない」ことを基本方針とし、企業・行政への研修ではえせ行為の見分け方・対応マニュアルの整備を重点とするよう

再構成を求める。

（2）公益財団法人人権教育啓発推進センターが経済産業省中小企業庁の委託事業として発行しているリーフレット『えせ同和行為にはみんなで NO！ 対応のポイント』（2021 年 7 月改訂、無料配布）は、「暴力団員風」のイラストが使用されており、「同和地区の人は怖い」「部落問題を理由にゆすりやたかりが今なお行われている」といった誤った印象を一般に与える内容となっている。

確かに「えせ同和行為」が頻発していた時期には、こうした啓発物の存在意義も認められていたが、現在ではその実態が大きく変化しており、当該リーフレットの表現は、あたかも「えせ同和行為」がなお深刻に続いているかのような誤認を広げかねないものである。その結果、基本的に解決の段階を迎えつつある部落問題の現状を不当に深刻化して描き出すことになり、偏見や誤解を助長する危険がある。

なお、同センターが法務省委託事業として実施した第 12 回「令和 6 年中におけるえせ同和行為実態把握のためのアンケート調査結果」（2025 年 3 月公表）によれば、全国約 9000 事業所を対象としたうち 2914 件の回答があり、「えせ同和行為」の被害報告件数は第 11 回調査（2018 年）では 5 件、2025 年調査では 4 件にとどまっている。また、同報告書においても「被害率は減少している」とされており、さらに法務局に寄せられた人権相談（えせ同和行為関連）は、2023 年度においても年間 10 件程度（物品販売 2 件、契約関係 1 件、下請け関係 1 件等）に過ぎない。

このように、えせ同和行為の発生件数は年々減少傾向にあり、今や全国的に見ても限定的なものである。したがって、えせ同和行為の排除に向けた啓発活動を行う場合には、被害の減少傾向や部落問題の解決状況など、社会的変化に即した最新の実態もあわせて周知すべきである。

また、昨今の刑事事件等からも明らかなように、近年のえせ同和行為はむしろ公共団体に絡む事例が目立っており、今後の対応は自治体や公共機関への対応が中心であるべきである。

ついては、現在の社会情勢や部落問題の到達点を踏まえ、えせ同和行為排除に関する啓発リーフレット等の表現・内容の見直しを行うとともに、公共団体に対する実効的な対策を中心に据えた取り組みの推進と、えせ同和行為の定義や排除方法に関する抜本的な再検討を強く求めるものである。

５．靴・履物産業の抜本支援

「増額要求にとどまらない」抜本策が求められる。

靴・履物産業を担う中小零細業者に対して、「技術継承」および「後継者確保」を主軸とした独立予算枠を新設すること。また、産業全体の再生戦略として「地

域拠点ごとの集約支援」「国内生産インセンティブ制度」の導入を検討するよう強く要望する。

６．大規模災害への備えと予算の恒常化

能登半島地震や奥能登豪雨への対応には評価すべき点があるものの、恒久的かつ迅速な対応には不十分。大規模災害への対応を個別予算でなく「災害対策予算の常設化」および迅速執行を可能とする法整備を求める。

また、復旧だけでなく「事業再建・再構築」を支える支援策（補助率の引き上げ、資金繰り支援の返済免除型への移行など）を検討すること。

法務省

1．啓発内容の大転換と学習支援に関する要求

①「国民の理解と共感を得る」啓発への転換は、法第５条に基づく国の責務であり、具体的な啓発方針・メッセージの全面見直しを求める。

②　「部落問題解決の現実的な到達段階」を周知するための具体的な広報施策（例：誤解の多い「現存差別」論の整理、事件件数の減少、住民による差別否定の言説紹介など）を文書・映像・SNS 等で体系的に展開するよう求める。

③「市民の系統的な学習活動」の保障のため、講演会方式から脱却した多様な学習形式（ワークショップ、読書会、e ラーニング等）を想定した支援制度の創設、およびそのモデル事例の提示を求める。併せて、地方委託事業における対象・要件を明確化し、自治体が活用しやすい制度運用とするよう求める。

2．ネット上の表現行為と削除措置に関する要求

①部落に関するネット情報について、表現の自由と住民の権利保護の両立という立場から、「行政による一方的削除」ではなく、当該住民による削除要請への支援という方針を明確にすべきである。今後の削除措置の基準と、住民主体の救済支援の制度化に関する省の方針を示されたい。

②「部落差別解消推進法」の差別禁止・罰則規定の導入などの改正により表現規制の強化を図る動向がある。これは、国民の自由な議論の場を狭め、検閲的な運用となる懸念がある。政府としての改正方針の有無、及び、改正論議における表現の自由保護の担保について明確にされたい。

3．差別助長意図を欠く表現への対応に関する要求

①2018 年の法務省通知（権調第 123 号）により「意図の有無にかかわらず削除要請する」としているが、これは憲法上の表現の自由と抵触する恐れがある。人権擁護機関としては、差別的意図の明確な行為に限定して対応するよう、削除要請基準の再整理・限定化を求める。

②有識者会議の報告での「原則削除」方針を機械的に適用することなく、表現内容の文脈を踏まえた個別判断・第三者的な審査手続きの導入を検討されたい。

4.「人権教育・啓発基本計画（第２次)」に関する要求

①2025 年６月６日「人権教育・啓発に関する基本計画（第２次)」が閣議決定された。(第１次）からの主な変更点は、(1)「ビジネスと人権」に関する記載を追加(2)「インターネット上の人権侵害」を各人権課題に横断的な課題として

整理した(3)「ヘイトスピーチ」及び「性的マイノリティの人々」を個別の人権課題に追加した(4)「感染症の患者等」から「ハンセン病患者・元患者及びその家族」を独立させたこと等、と省は説明している。

②2016 年 12 月制定の「部落差別解消推進法」に基づく調査結果から「部落差別の問題に関する教育・啓発を行うに当たっては、その実態を踏まえて正確な情報を伝えるとともに、他の人権課題に関する教育・啓発の必要性・重要性や地域の実情を考慮し、その頻度や内容が適切なものとなるよう意識することが必要」とあらためて指摘している。正確な情報提供や人権課題の偏りを糾す課題は全国的に進める必要がある。全自治体への徹底を求める。

③「国連人権教育のための 10 年」の理念に則り、すべての市民の人権学習権を保障する立場から、特定職業従事者（警察・医療・教育・報道等）に対する義務的・継続的な人権研修制度の導入・明文化を求める。

④啓発・研修内容について、実態に即した教材（現場の変化、事例の更新、法制度の正確な理解等）を取り入れた運用改善を求める。

５．任意後見制度の利用促進と制度改善に関して

高齢化の進展により、判断能力が低下した方々の生活を支える成年後見制度の重要性はますます高まっている。中でも「任意後見制度」は、本人の意思に基づく柔軟な支援を可能とする仕組みであり、自己決定権を尊重するうえで非常に意義のある制度である。しかしながら、私たちが地域で支援活動を行うなかで、任意後見制度は次のような課題を抱えており、実際の利用が進んでいないのが現状である。

①制度の周知不足

一般市民や高齢者施設、医療機関などへの積極的な広報活動を国として推進していただきたい。

②契約後から発効までの空白期間

任意後見契約に「見守り契約」「財産管理委任契約」を併用することの重要性を明示し、ガイドラインを整備していただきたい。

③任意後見制度の担い手確保について

任意後見人・監督人の担い手不足を解消するためには、専門職や市民後見人の育成に加えて、法人（社会福祉法人、ＮＰＯ法人、一般社団法人、弁護士法人等）による後見支援の活用を一層推進すべきである。法人が関与することで、継続性・専門性の高い支援が可能となり、地域における安定した後見体制の構築につながる。法人による後見活動を支援する制度整備や財政的措置を講じることを強く求める。

④本人の意思の反映が不十分

任意後見契約時に、本人の生活の希望や価値観を記録できる様式例を用意していただきたい。

6. えせ同和行為排除の課題と係わって

公益財団法人人権教育啓発推進センターが経済産業省中小企業庁の委託事業として発行しているリーフレット『えせ同和行為にはみんなで NO！ 対応のポイント』(2021 年 7 月改訂、無料配布）は、「暴力団員風」のイラストが使用されており、「同和地区の人は怖い」「部落問題を理由にゆすりやたかりが今なお行われている」といった誤った印象を一般に与えかねない内容となっている。

確かに「えせ同和行為」が頻発していた時期には、こうした啓発物の存在意義も認められていたが、現在ではその実態が大きく変化しており、当該リーフレットの表現は、あたかも「えせ同和行為」がなお深刻に続いているかのような誤認を広げかねないものである。その結果、基本的に解決の段階を迎えつつある部落問題の現状を不当に深刻化して描き出すことになり、偏見や誤解を助長する危険がある。

なお、同センターが法務省委託事業として実施した第 12 回「令和 6 年中におけるえせ同和行為実態把握のためのアンケート調査結果」(2025 年 3 月公表）によれば、全国約 9000 事業所を対象としたうち 2914 件の回答があり、「えせ同和行為」の被害報告件数は第 11 回調査（2018 年）では 5 件、2025 年調査では 4 件にとどまっている。また、同報告書においても「被害率は減少している」とされており、さらに法務局に寄せられた人権相談（えせ同和行為関連）は、2023 年度においても年間 10 件程度（物品販売 2 件、契約関係 1 件、下請け関係 1 件等）に過ぎない。

このように、えせ同和行為の民間事業等での発生件数は年々減少傾向にあり、今や全国的に見ても限定的なものである。したがって、えせ同和行為の排除に向けた啓発活動を行う場合には、被害の減少傾向や部落問題の解決状況など、社会的変化に即した最新の実態もあわせて周知すべきである。

また、昨今の刑事事件等からも明らかなように、近年のえせ同和行為はむしろ公共団体に絡む事例が目立っており、今後の対応は自治体や公共機関への対応が中心であるべきである。

ついては、現在の社会情勢や部落問題の到達点を踏まえ、えせ同和行為排除に関する啓発リーフレット等の表現・内容の見直しを行うとともに、公共団体に対する実効的な対策を中心に据えた取り組みの推進と、えせ同和行為の定義や排除方法に関する抜本的な再検討を強く求めるものである。

文部科学省

１．教育の機会均等・人権尊重の徹底と制度の実効性強化

①子どもの権利条約の精神を形骸化させず、実効性ある人権尊重の教育制度を構築するため、文部科学省は都道府県・教育委員会に対し自主的取り組みの支援や、定期的な研修機会の創設を図ること。

②形式的な周知にとどまらず、差別・偏見の再生産につながらない教材・指導方法の全国的ガイドラインを策定し、全国の教職員に共有・徹底すること。

２．教育費無償化の全面的推進と中間層・準困窮世帯への支援強化

①高校段階において「臨時支援」や私立加算額の引き上げにとどまらず、恒久的かつ所得制限撤廃を基本とした授業料・教材費・行事費等の完全無償化を求める。

②就学支援制度においては、実態に即した基準改定と申請手続きの簡素化、漏れのない制度周知徹底を強化すること。

③大学・専門学校等の高等教育における支援については、給付型奨学金の大幅な増額・対象者拡大を行い、経済的理由による進学断念を根絶すること。

３，教職員の増員と勤務環境の抜本的改善

①教職員定数の確保に加え、臨時的任用職員の常勤化、正規教員化を促進し、教職の持続可能性を保障する中長期的ビジョンを示すこと。

②校務の DX（学校の業務をデジタル技術で効率化・高度化する取り組み）や部活動の地域移行による負担軽減の進捗を全国で検証し、数値目標を伴う改善計画の策定を義務化する。

③長時間労働の是正に向け、時間外勤務の実態調査結果を公表し、給特法の抜本改正において勤務時間管理と割増賃金支給の原則導入を検討すること。

４．教科書と指導要領における部落問題等の記述の再検討

①教科書発行者に対し、「部落差別の実態が大幅に減少した現実をふまえ、旧同和地区や住民を固定化しない記述」の原則を具体化したガイドラインを文科省として提示し、検定基準にも反映させること。

②学習指導要領の改訂に向け、現場教員や保護者・児童生徒の声を反映し、小中学校段階での「良民」の反対語である「賤民」などの歴史用語・概念の扱いについて抜本的な再検討を行うこと。

５．フィールドワークや学習会における「旧同和地区」対象化の是正

①子どもを出自や地域で区別するようなフィールドワーク・学習会・子ども会の企画・運営について、教育委員会に対し見直し・廃止を徹底指導すること。

②子どもの「分断」や「レッテル貼り」を防ぐ観点から、当該事業への公費支出の妥当性も含めた実態調査を行い、その結果を公表すること。

（資料）大分県臼杵市のフィールドワーク研修の実態

臼杵市では新年度採用職員と新任・転入校長（小学校と中学校）を対象に「部落差別を解消するに必要な研修」として旧同和地区へのフィールドワークを行っている。

フィールドワーク研修は、対象の旧同和地区住民はもとより地元自治会に内緒で、参加者には全員イヤホンを渡し、研修指導者は消音マイクで説明するという「のぞき見的」なフィールドワーク研修になっている。

市議会質疑で日本共産党・人権連会員の廣田精治市議が「フィールドワークは当該住民の人権侵害」と追及。市教委は、「参加者に対して写真撮影の禁止や、道路を通行する人の邪魔にならないよう通行することなど、注意事項を十分説明して実施しております。（地元の合意については）各地区の自治会長が所属する自治会連合会が「人権研修会開催に積極的に取り組むことをかかげており、先日の定期総会で承認されたと伺っております」「フィールドワーク研修は人権意識を高め、差別のない社会実現に寄与するもので、部落差別の解消に大変有用なものと考えています」と答弁。

地元に内緒で旧同和地区を県や市の職員が２０１９年度１４５人、２０年度７３人、２１年度１１４人、ゾロゾロ参加する実態は異様な雰囲気です。現在も、臼杵市は大分県の要請があればフィールドワーク研修を実施するとしている。

６．児童生徒支援加配教員の公正配置と実態是正

①児童生徒支援加配は、学校における教育上特別な配慮が必要な児童生徒を支援するために、教職員の定数を増やす措置であり、特に、学習進度が遅れている児童生徒や、いじめ、不登校、暴力行為などの問題行動がある児童生徒への支援を手厚くするためです。この配置目的・運用状況について第三者機関による監査体制を整備し、地域・校種別の配置数・予算額・役割内容を毎年度公開すること。

②旧同和地区限定の「指導」や「検証軸」のような差別再生産的な指導実態について、教育委員会経由で全国実態調査を行い、是正指導を徹底すること。

③「加配教員」の名称についても見直し、「支援」目的にふさわしい制度名への変更を検討すること。

７．採用選考における統一応募書類の徹底と監査の強化

①応募書類様式の使用徹底に加え、都道府県教育委員会への定期的なフォローアップ調査・監査を行い、現場での不適切な照会・選考基準の存在を防止する体制を構築すること。

②統一応募書類への未対応や任意様式の強制といった運用違反に対しては、是正勧告や指導を強化する制度整備を行うこと。

③防衛省による就職差別撤廃に反する中・高校生への自衛隊入隊の勧誘や自治体を通じた名簿入手、職場体験学習や体験入隊、また学校行事への自衛隊の参加、教職員の自衛隊での研修など学校教育への介入をやめさせること。

８．「人権教育・啓発基本計画（第２次)」に関する要求

①2025 年 6 月 6 日「人権教育・啓発に関する基本計画（第２次)」が閣議決定された。(第１次）からの主な変更点は、(1)「ビジネスと人権」に関する記載を追加(2)「インターネット上の人権侵害」を各人権課題に横断的な課題として整理した(3)「ヘイトスピーチ」及び「性的マイノリティの人々」を個別の人権課題に追加した(4)「感染症の患者等」から「ハンセン病患者・元患者及びその家族」を独立させたこと等、と法務省は HP で説明している。

②2016 年 12 月制定の「部落差別解消推進法」に基づく調査結果を引用し「部落差別の問題に関する教育・啓発を行うに当たっては、その実態を踏まえて正確な情報を伝えるとともに、他の人権課題に関する教育・啓発の必要性・重要性や地域の実情を考慮し、その頻度や内容が適切なものとなるよう意識することが必要」とあらためて指摘している。正確な情報提供や人権課題の偏りを糾す課題は全国的に進める必要がある。全自治体への徹底を求める。

9．小中学校のプール授業のあり方について

現在、小中学校におけるプール授業を取り巻く環境には、以下の問題がある。

1. プール施設の老朽化・維持費の増加
2. 気候変動による猛暑やゲリラ豪雨など、授業計画の難しさ
3. 教員負担を軽減するための学校外施設（公営プールや集約施設）での水泳授業実施の模索

これに関連して、「水泳運動は命にかかわる技能であり、水泳場が確保できない場合でも、水遊びや水泳運動の心得について指導することが重要である」とされている。

教育的立場からは、民間の屋内プール施設や民間団体に委託してプール授業を継続することには反対である。特に、子どもの命を預かる小中学校においては、水泳実技ができない環境でも、「命を守る知識や態度」を最低限教育しなければ

ならないという強い教育的メッセージがある。

具体的には、以下の点が強調されるべきである。

1. 水泳授業は単なる体育の一環ではなく、「命を守る技能」であること
2. 教育現場での「最低限の責任」を定める基準として位置付けること
3. 現実的な施設状況の中で、どのように教育機会を保障するかを議論する出発点となること

このような現状に鑑み、文部科学省には、自治体任せにせず、全自治体の現状を把握し、適切な指導と必要な予算措置を講じることを強く要望する。

厚生労働省（労働・雇用関係）

1. **自衛隊による就職活動に関する是正指導の徹底**
    - 自衛隊が生徒宅に訪問するなど、公正採用の原則に反する事例が見られる。すべての採用機関に対し、公正採用の原則を適用し、厚生労働省が是正指導を行う体制を整備すること。
    -
2. **就職差別に関する実態と分析結果の公表と指導の強化**
    - 就職差別の傾向や要因を明確に公表し、LGBTQ、ジェンダー、年齢、宗教などの多様な人権課題との関連を分析して、統一的な指導方針を示すこと。
    -
3. **隣保館経由の雇用保険受給日数上乗せ制度の廃止**
    - 隣保館経由の雇用保険受給日数上乗せ制度は差別的取り扱いを温存する恐れがあり、廃止を求めるとともに、実態の公表を行うこと。
    -
4. **ILO 第 177 号条約（家内労働条約）の批准促進**
    - 在宅ワークやフリーランスの広がりを踏まえ、家内労働に限定せず、労働の実態に即した包括的な保護制度へ移行すること。
    -
5. **国連人権条約や国内人権教育政策との整合性強化**
    - 「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、公正採用選考に関する施策を点検し、必要な見直しを進めること。
    -
6. **外国人労働者の人権保障と環境改善**
    - 外国人労働者の権利保障と人道的取り組みを強化し、特に技能実習制度の問題や不正な労働環境に対して監視体制を強化すること。

厚生労働省への要望（介護関係）

1. **介護報酬制度の抜本的見直しと引き上げ**
    - 物価・人件費上昇に対応するため、基本報酬を毎年段階的に引き上げる制度を導入すること。
    -
2. **赤字事業所への支援と小規模事業所支援制度の創設**
    - 赤字事業所への財政支援や小規模事業所の事務負担軽減策を具体化すること。
    -
3. **再利用準備加算の新設と柔軟な支援体制**
    - 入院中でも再利用意向がある場合に対応する「再利用準備加算」の新設を求めること。
    -
4. **訪問サービスの評価強化と人員配置の柔軟化**
    - 訪問サービスへの個別評価報酬や地域特性加算の導入を検討すること。
    -
5. **ケアマネジャー確保と資格制度の見直し**
    - 資格取得促進や潜在ケアマネの再登録を促進するための制度整備を行うこと。
    -
6. **看取り介護への報酬充実と支援**
    - 看取り介護の報酬を増額し、経営安定と職員の専門性向上を両立させること。
    -
7. **サテライト設置支援の拡充**
    - 小規模多機能型の新設やサテライト整備への財政支援を強化すること。
    -
8. **介護保険・生活保護制度の改善**
    - 任意後見契約制度の利用促進と費用支援の制度化、遺品整理費用の支援創設を求めること。

厚生労働省

愛知県あま市および名古屋市中川区所在化製場（畜産副産物処理施設）の老朽化・公害・衛生管理に関する要請

愛知県あま市および名古屋市中川区の化製場は、牛・豚・鶏の骨・内臓・皮・血液等の畜産副産物を肥料・飼料・ペットフード・化粧品素材等として再資源化し、循環型農畜産業を支える公益性の高い事業体です。令和５年度の受入量は牛骨 7,000ｔ、豚 5,000ｔ、鶏 13,000ｔ、原皮は牛 36,000 枚・豚 67 万枚、死亡家畜搬入も複数府県に跨り、中京圏最大規模の施設であることが確認されています。

食品衛生法に基づく HACCP 制度（一般衛生管理・HACCP に沿った衛生管理）が、令和 3 年 6 月 1 日から原則全ての食品等事業者に義務化されています。（と畜場・食鳥処理場等は「HACCP に基づく衛生管理」の対象）厚生労働省には、本施設が当該制度を順守し、食品衛生管理者の配置や記録保存、従業員への周知などを適切に実施できるよう、監督・指導強化をお願い申し上げます。

【厚生労働省・農林水産省・環境省　三省連携の要請】

1. **環境監督・衛生監督の強化**：三省が連携して、排水・悪臭・衛生・HACCP 管理の実施状況について、合同監査・指導の枠組みを整備してください。
2. **技術・資金支援の拡充**：最新の衛生・悪臭低減技術導入支援、施設再整備にかかる補助金制度の適用拡大を求めます。
3. **移転支援と土地調整**：国有地や都道府県所有地の斡旋により、適地への移転支援を三省横断で進めていただけるようお願いします。
4. **法制度の見直し**：化製場等に関する法令や制度の改善、公害防止協定の見直し、衛生指導体制の柔軟化を三省連携で推進し、円滑な移転と運営再構築を支援してください。

本施設は、食の安全、地域農畜産業の持続、環境保全、公衆衛生維持に不可欠な公益的事業を担っており、現状のまま放置することは住民の健康・地域社会の安定に重大な影響を及ぼします。何卒、**農林水産省・環境省・厚生労働省**の三省が連携し、監督・支援・制度改善を包括的に進めていただきますよう、心よりお願い申し上げます。

厚生労働省（地域福祉関係）申し入れ

１．旧同和施策偏重型の保育対策・保育士加配の制度的廃止と公表の徹底

①「家庭支援推進保育事業（現：子ども家庭庁所管）」に関して、旧部落地域等に限定した加配措置は、社会的交流や子どもの育成環境を阻害しているとの指摘がある。厚生労働省としても、この加配制度の趣旨や根拠、地域的偏在の実態について調査・評価を行い、制度の見直しを子ども家庭庁に強く要請されたい。

②各都道府県における当該事業の実施保育所数・対象地域・予算配分の詳細を可能な限り公表し、偏在の是正を求める。

２．隣保館制度の抜本的見直しと旧部落偏重型運用の解消（資料要求含む）

①「旧同和地区」であることを前提に行われている相談・交流事業に関しては、地域の多様化・課題の変化に即して撤廃すること。特定地域・特定属性の利用を想定した事業の在り方を再検証し、廃止を求める。

②広域隣保活動事業における「補助地域の選定根拠」「事業内容」「補助金額」を年度別・都道府県別に整理・公表し、対象地域が固定化されていないか、他地域との均衡性が保たれているかを第三者的に検証できる体制を構築すること。

③広域隣保事業の維持自体が制度的な住民「分離」を助長していないか、見直し・廃止を含む議論を早急に開始すること。

３．隣保館の公共施設化に向けた制度転換とガイドライン策定

①隣保館を「地域住民の福祉・交流拠点」として再定義し、利用団体の偏りや閉鎖的運用の実態を是正するため、開館・貸館に関する国の統一的ガイドライン（公平性確保・特定利用制限の禁止・情報開示の原則）を策定し、自治体へ通知すること。

②すでに一般開放されている施設（福祉交流センター、まちづくりセンター等）との統合・転換を促進し、名称・目的・運営体制の透明化を図る。

４．隣保館のバリアフリー・複合化整備に関する整備計画と優先枠の創設

①エレベーター、トイレ、スロープ、駐車場等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化について、年度ごとの整備計画・採択件数を公表し、未整備施設の解消に向けた明確なロードマップを作成すること。

②高齢化・障害者支援の視点だけでなく、防災・多文化共生・子育て・若者支援等の地域福祉複合拠点としての整備を促進すること。

③予算超過が常態化しているとの回答をふまえ、老朽化施設の整備に対しては「優先採択枠」を新設し、改修計画の前倒し実施を図ること。

５．隣保館の将来的な制度統合に向けた調査と検討の公開実施を

①隣保館制度（旧：同和対策特別事業）の終了から 20 年以上が経過した現在、現存する約 770 館について、地域課題・行政機能・利用実態の観点から「地域福祉拠点としての再定義・再編」が求められている。

②「生活困窮者自立支援」「重層的支援体制」「地域包括支援センター」等との統合も視野に入れ、制度横断的な検討会（第三者委員・当事者参加型）を厚生労働省主導で設置し公開議論のもと、隣保館の将来的方向性を明示すること。

６．「断らない相談支援体制」における隣保館の役割の明確化

①「断らない相談」「包括的支援」の理念のもと、隣保館が相談機能の一翼を担う場合には、住民が信頼してアクセスできる開かれた体制であることが必須。

②利用団体・担当職員の透明性、相談内容の偏在防止、個人情報保護体制などの整備を含む、「相談支援体制チェックリスト」等の策定と全国展開を図ること。

外務省（総合外交政策局人権人道課）

１．国連人権機関に対する日本政府の立場の継続的明確化と積極発信の強化

①日本政府が一貫して示している「同和問題は人種差別撤廃条約にいう人種差別には該当しない」との立場を、今後の人種差別撤廃委員会審査や国連報告書等においてより明確に発信し、誤解や過剰な適用を招かないよう、丁寧かつ戦略的な外交交渉を進めること。

②加えて、国内での差別解消施策や到達点について、国連等の国際機関に対し数値や法制度、実践事例をもって「事実に基づく成果」として説明を行うこと。

２．「マイノリティー女性」概念の濫用回避と、国内文脈への適合的対応

①「マイノリティー女性」「複合差別」などの用語が、法的・統計的な定義を欠いたまま国際報告や勧告に繰り返し盛り込まれている現状に対し、用語の不明確性が実態把握や施策設計に混乱を招く恐れがあることを、外務省として国連に伝えるよう求める。

②特に「部落の女性」などと集団をひとくくりにした表現に対しては、部落差別解消推進法附帯決議での「新たな差別を生まない」観点からも不適切である旨を政府見解として明確に示し、国際機関においても誤認識が拡がらぬよう是正すること。

３．女性差別撤廃委員会の総括所見への対応における国内実状の適切反映

①2024 年総括所見に盛り込まれた勧告（夫婦別姓、中絶制度、米軍性暴力等）に関して、「勧告」は法的拘束力を有さないものであるが、国際的な義務との整合性を図るうえで、関係省庁間での調整を主導するよう要請する。

４．同和問題に関する調査・指標化の再検討の回避

①「調査」や「実態把握」と称して、かつての同和地区や住民を対象とするような手法が再び国連等の勧告に含まれることのないよう、外務省として、国際人権機関に対し当該アプローチが日本社会における新たな差別や偏見を助長する危険があることを繰り返し訴えること。

②特に「調査不能・不要」という立場が「部落差別解消推進法」国会附帯決議にも明記されたことを踏まえ、誤って国際報告に含まれないよう、外務省が各省の報告内容を最終的に点検する体制を強化するよう求める。

防衛省（大臣官房並びに地方協力局）

省による就職差別撤廃に反する中・高校生への自衛隊入隊の勧誘や自治体を通じた名簿入手、職場体験学習や体験入隊、また学校行事への自衛隊の参加、教職員の自衛隊での研修など学校教育への介入もやめること。

「詳説」

厚生労働省（労働・雇用関係）

１．自衛隊による就職活動での個別訪問等に関する是正指導の徹底

①自衛隊による生徒宅への訪問など、統一応募用紙の趣旨や就職差別防止のルールに反する事例がある。自衛隊を含めたすべての雇用主体に対し、14 項目をはじめとした公正採用の原則を統一的に適用し、厚生労働省が主体的に是正指導を行う体制を整えること。

②特に、「お願いベース」での対応にとどまらず、国家機関間で協議を行い、自衛隊を含む全ての採用機関で人権に基づいた採用選考が行われるよう、文書による指導方針の策定・公表を求める。

２．「就職差別につながるおそれ」の実態と分析結果の公表強化

①就職差別につながるおそれのある事案の内容（例：どのような質問か)、業種別・都道府県別の傾向分析、経年変化とその要因分析などを明示的に公表すること。

②「同和問題との関係の有無」についても明確に分析し、部落差別に限らず、LGBTQ、ジェンダー、外国人、年齢、宗教など多様な人権課題との関連を明記し、統一的・包括的な人権指導方針を示すこと。

３．啓発資料（パンフレット・冊子等）の構成と内容の見直し

①『採用と人権』、『公正な採用選考をめざして』等のパンフレットにおいて、同和問題を過度に強調しないよう構成を見直すこと。部落問題は引き続き人権課題であるものの、現状では他の課題（パワハラ・ジェンダー・LGBTQ 等）とのバランスを踏まえた記述に大幅な見直しをすること。

②特に、「就職における部落差別が確認されていない現状」や、「同和問題以外の人権課題の拡大傾向」についての説明も加えるなど、実態に即した記述への修正を求める。

４．統一応募用紙の趣旨に基づく自衛隊・公務員採用への適用明確化

①自衛隊に限らず、警察・消防・地方公務員等の採用においても、統一応募用紙に準じた「就職差別を防止する」ルールが等しく適用されるよう、国として明確な通知を発出すること。

②統一応募用紙の運用に関する具体的な適用ガイドラインを、防衛省・内閣人事

局・自治体と連携して策定すること。

５．隣保館経由の雇用保険受給日数上乗せ制度の廃止と実態公表

①隣保館経由の雇用保険受給日数上乗せ制度については、差別的取扱いを温存しかねない制度設計であり、即時廃止を求める。

②制度の年度別利用件数、対象者の属性（性別・年齢層・地域など）、事業評価（成果指標・課題・今後の対応）について公表すること。

③制度廃止後は、必要な就労支援は一般施策で対応する方針への転換を求める。

６．IL0 第 177 号条約（家内労働条約）の批准促進

①在宅ワーク・フリーランス・自営型テレワークの広がりを踏まえ、家内労働に限定した保護から脱却し、労働の実態に即した包括的保護制度へ移行すること。

②早期の条約批准に向けた行程表を策定し、当事者団体との意見交換・検討会の開催を含め、透明な手続きを踏むこと。

７，国連人権条約や国内人権教育政策との整合性強化

①２０２５年６月６日に閣議決定された第２次「人権教育・啓発に関する基本計画」や関連する国際条約（人種差別撤廃条約・IL0 諸条約など）との整合を確認しつつ、公正採用選考に関するすべての施策（パンフレット、研修、通知など）を点検し、必要な見直しを進めること。

８．外国人労働者の人材確保に関する要望

現在、外国人労働者の受け入れに関して、以下の問題がある。厚生労働省には、この問題に対する積極的な対策を講じることを強く要望する。

1. 外国人労働者の権利保障と人道的取り組みの強化
    - 外国人労働者の受け入れにおいて、労働者としての基本的な権利を十分に保障し、働く環境の改善を図る必要がある。
    - 特に、技能実習制度における問題や不正な労働環境が指摘されているため、適切な監視体制を強化し、労働条件の改善を求める。
2. 「育成就労制度」の人権問題の解決
    - 現行の「育成就労制度」に対しては、人権保障の観点からの懸念が表明されており、その実効性を高めるための具体的な対策が求められる。
    - 監視体制の強化や、外国人労働者が正当な労働者として扱われるための法的枠組みの整備を図るべきである。

3. 永住許可制度の緩和と生活安定の支援
    - 外国人労働者が安定的に生活できるよう、永住許可制度の緩和を進めるべきである。
    - 経済的な自立と社会的な共生を促進するため、永住権を取得するための手続きを簡素化し、外国人労働者の生活安定を支援する政策を強化することを求める。
4. 共生社会の実現に向けた取り組み
    - 外国人労働者が安心して生活できる環境を整備するため、共生社会の実現に向けた取り組みを強化することが求められる。
    - 異文化理解や地域社会との交流を促進し、多文化共生の価値を尊重した社会の実現に向けた支援策を強化すべきである。

このような要望を踏まえ、厚生労働省には、外国人労働者の人権と労働環境の改善に向けた具体的な対策を講じることを強く求める。

（厚生労働省・老健局等）

１．介護報酬制度の抜本的見直しと基本報酬の段階的引き上げ

①令和 6 年度の改定（+1.59%）では物価・人件費上昇への対応として不十分であり、すべての介護サービスにおいて基本報酬を毎年段階的に引き上げる制度的枠組みを導入すること。

②加算頼みの制度運用では、小規模・地域密着型の事業所ほど不利となる構造的問題があるため、基本報酬中心の制度再設計を行うこと。

２．赤字事業所への支援と小規模事業所支援の制度化

①財務状況を踏まえた赤字事業所への直接的財政支援制度の創設を強く求める。経営改善や人材確保を目的とした補助とは別に、継続的運営のための「存続補助」を制度化すること。

②特に小規模多機能・訪問介護事業所に対し、事務負担軽減の観点から届出・報告義務の簡素化やデジタル支援策の導入を具体化すること。

３．入院中・退院後の利用継続を可能とする制度整備

入院中でも再利用意向がある場合に算定可能な「再利用準備加算（仮称）」の新設を求める。利用再開の確約がある場合、1～2 割の基本報酬算定を認めるなど、柔軟な制度設計を行うこと。

４．訪問サービスへの評価強化と柔軟な人員配置

①小規模多機能型において、「訪問」が主となる事業所への支援として、訪問サービスに対する個別評価報酬や地域特性加算の導入を検討すること。

②認知症高齢者への複数人体制支援が必要な場合は、個別の介護計画に基づいて正当に報酬算定できる仕組みを全国統一で確立すること。

５．ケアマネジャー確保と資格制度の見直し

①若年層の資格取得促進や、潜在ケアマネ（未更新者）を再登録可能とする制度整備を求める。

②資格更新要件の緩和、研修費補助の充実、複数配置の人件費への補助制度新設などを講じ、継続的配置を可能とする環境整備を行うこと。

６．看取り介護への報酬充実と長期的支援

小規模事業所での看取り対応に対し、加算額の増額や定額報酬の導入を通じて、経営的安定と職員の専門性向上を両立させる制度を検討すること。

７．サテライト設置等への財政支援の拡充と明確化

「地域医療介護総合確保基金」の活用実態を可視化し、小規模多機能型の新設・サテライト整備に重点化した補助制度を国主導で構築すること。

８．生活保護制度・介護保険制度の改善および任意後見制度の利用促進に関して

①任意後見契約制度の利用促進と費用支援の制度化について

任意後見契約制度は、本人の意思に基づいて将来の判断能力低下に備える重要な制度であり、自己決定権の保障に資する法的支援である。とりわけ高齢者、障害者、生活保護受給者や生活困窮者にとって、自己の尊厳を維持するうえで欠かせない制度であるが、契約にかかる公証人手数料等の初期費用が制度利用の大きな障壁となっている。

このような現状を踏まえ、以下の制度整備を早急に講じられたい。

(1) 任意後見契約にかかる公証人手数料等を生活保護制度における一時扶助として明確に位置づけ、運用上も全国的に統一された対応を図ること。

(2) 生活困窮者に対しても、自治体を通じた費用助成または免除の制度を設け、経済的事情にかかわらず制度の公平な利用を保障すること。

②生活保護制度における遺品整理費用の支援制度創設について

生活保護受給者が死亡した際に発生する遺品整理、搬出・処分等の費用について、現行制度では適切な対応が困難であり、遺族や地域住民に過重な負担が及ん

でいる。
　人道的配慮および地域福祉の安定的運営の観点から、生活保護制度の枠内で対応可能となるよう、以下の措置を講じられたい。
（1）遺品整理に係る費用を公費負担とする新たな制度を創設し、受給者死亡後の対応を円滑に行えるようにすること。

③介護保険制度における報酬単価の見直しについて
　現行の介護報酬体系は加算評価に偏重しており、基本報酬単価の低水準が介護現場、とりわけ零細・小規模事業所の経営を圧迫している。加えて、人件費や物価の高騰により持続可能な運営が困難な状況が続いている。
　よって以下の見直しを強く要望する。
（1）加算依存型の報酬体系を是正し、基本報酬単価を抜本的に引き上げること。
（2）零細・小規模事業所の経営実態や地域格差を的確に把握したうえで、再生産可能な報酬設計を行うこと。
（3）介護現場の安定的な人材確保とサービス提供体制の維持に向けた、恒常的な制度支援を講じること。

９．マイナ保険証制度の柔軟な運用と安全管理基準の明確化
①健康保険証の存続を継続的に認める経過措置の延長を求める。
②マイナ保険証に関する取扱指針（施設での預かり・保管・利用）を、現場実情に応じて明文化し、「鍵付きロッカー等での保管容認」等のガイドラインを速やかに発出すること。

環境省

愛知県あま市および名古屋市中川区所在化製場（畜産副産物処理施設）の老朽化・公害・衛生管理に関する要請

愛知県あま市および名古屋市中川区の化製場は、牛・豚・鶏の骨・内臓・皮・血液等の畜産副産物を肥料・飼料・ペットフード・化粧品素材等として再資源化し、循環型農畜産業を支える公益性の高い事業体です。令和５年度の受入量は牛骨 7,000ｔ、豚 5,000ｔ、鶏 13,000ｔ、原皮は牛 36,000 枚・豚 67 万枚、死亡家畜搬入も複数府県に跨り、中京圏最大規模の施設であることが確認されています。

化製場周辺はかつて農地であったものが宅地化し、悪臭や衛生問題による住民影響が常態化しています。都市計画法・建築基準法上、新築や改築は困難であり、現地での抜本的対応が困難な状況です。環境基準の遵守に関する監査・指導体制の強化をお願い申し上げます。

【環境省・農林水産省・厚生労働省　三省連携の要請】

5. **環境監督・衛生監督の強化**：三省が連携して、排水・悪臭・衛生・HACCP 管理の実施状況について、合同監査・指導の枠組みを整備してください。
6. **技術・資金支援の拡充**：最新の衛生・悪臭低減技術導入支援、施設再整備にかかる補助金制度の適用拡大を求めます。
7. **移転支援と土地調整**：国有地や都道府県所有地の斡旋により、適地への移転支援を三省横断で進めていただけるようお願いします。
8. **法制度の見直し**：化製場等に関する法令や制度の改善、公害防止協定の見直し、衛生指導体制の柔軟化を三省連携で推進し、円滑な移転と運営再構築を支援してください。

本施設は、食の安全、地域農畜産業の持続、環境保全、公衆衛生維持に不可欠な公益的事業を担っており、現状のまま放置することは住民の健康・地域社会の安定に重大な影響を及ぼします。何卒、**環境省・農林水産省・厚生労働省**の三省が連携し、監督・支援・制度改善を包括的に進めてください。

地域と人権
5/15 2025 No.1268
毎月15日発行
1972年9月18日　第三種郵便物認可
全国人権連ホームページ
http://zjr.sakura.ne.jp/

（お知らせ）
第18回地域人権問題全国研究集会は2025年10月９～10日にかけて島根県松江市内で開催いたします。予定のほどお願いいたします。

24年度 全国人権連 政府交渉

7省と実施

毎年度実施している政府交渉。2024年度は3月に文書やオンライン等による回答を得る形で行いました。各省共通要求は「政府は大軍拡予算優先では無く、国民経済の底上げ・充実に率先して取り組み、憲法が地域社会に活き、いつまでも住み続けられ、平和で人間らしい暮らしができること」を求めています。

「地域人権」の理念である①自分の意思により自由に考え発信し行動できる地域社会②貧困や格差による困難を解消し、幸福に暮らせる地域社会③参加・協同による住民自治が確立された地域社会のため、「政府が責任をもって施策の充実をはかること」を求めました。今号は各省の回答を特集します。

政府への要求内容は全国人権連のブログに掲載してあります。

法務省交渉

啓発の見直しとネット表現の自由の課題を提起

部落問題解決に向けた啓発活動について、国民の理解と共感を得られるよう内容の大幅な見直しが必要だとの指摘に法務省は、啓発の効果を高めるには、対象者に寄り添った内容や方法を工夫することが重要との認識を示し、若年層向けには「誰かのことじゃない」と題した動画配信などの取り組みを紹介しました。

また、差別の現実や解決に向けた進展状況を国民に分かりやすく伝えるには、ホームページや人権教育啓発センターのパンフレットなどの抜本的な見直しや、講演会形式に偏らず、市民の集団的・系統的な学習活動を支える支援のあり方についても、学習支援のモデル事例を示すよう要望しました。法務省はこれに対し、地域の実情に応じた多様な人権啓発事業を進めているとした上で、引き続き必要な予算確保に努める考えを示しました。

一方、インターネット上での「部落」情報を削除する動きについては、行政による一方的な排除が国民の言論や表現の自由を侵害しかねないとの懸念を示しました。これに対し法務省は、モニタリングによる強制的な削除は省とて今後も予定していないとしました。ただし、特定地域を同和地区とする書き込みについては、差別助長の意図の有無にかかわらず、原則として削除要請の対象とする方針を継続することも明らかにしました。

なお同省は、表現の自由への配慮も必要であり、例外的に削除が相当でない場合もあるとして、個別事案ごとに実質的な判断を行うとしています。差別解消に係わり自由な議論の保障が第一義的な課題です。

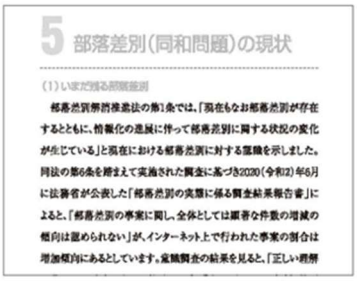
5 部落差別（同和問題）の現状

（1）いまだ残る部落差別

部落差別解消推進法の第1条では、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」と現在における部落差別に対する認識を示しました。同法の第6条を踏まえて実施された調査に基づき2020（令和2）年6月に法務省が公表した「部落差別の実態に係る調査結果報告書」によると、「部落差別の事案に関し、全体としては認容な件数の増減の傾向は認められない」が、インターネット上で行われた事案の割合は増加傾向にあるとしています。当該調査の結果を見ると、「正しい理解

日本学術会議の「特殊法人」化に反対する署名にご協力を！

1月に始まった通常国会で、政府は新たな「日本学術会議法」を制定しようとしています。新たな法案は、国の公的な機関として政府に対して独立して科学的助言を行ってきた日本学術会議を廃止し、政府による権力的な介入と統制が可能となる「特殊法人」に組織変更しようとするものです。

全国人権連は「学問と表現の自由を守る会」の呼びかけに応じ「日本学術会議への権力介入を制度化する法人化法案の撤回を求めます」のアピールに賛同しています。

反対の世論と運動をさらに盛り上げ、廃案に追い込みましょう。

取扱い事務局：大学フォーラム事務局

外務省交渉

国際社会における部落問題と女性差別への対応 政府の立場と今後の課題

国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）の第９回日本報告審議傍聴報告集会が開催されました
2025年１月17日（金）15時～　於：全国教育文化会館

主催者挨拶で婦団連の小畑会長は「私たちNGOの日々の活動は、女性差別撤廃委員会において重要な意義を持つ。そして婦団連チーム21人がCEDAW傍聴・ロビー活動に参加し今それぞれの団体の中で勤労を生かそうと活動していることは意義深い。女性差別撤廃条約の理念を追求し、勤労を実現させる役割を女性に運動していこう」と呼びかけました。

国連の関係委員会が日本に対して行った勧告に対し、外務省は国内の実情や政府の立場に誤解があるとして、国際社会への正確な説明を継続していく方針を明らかにしました。部落差別を人種差別と位置づける国連人種差別撤廃委員会の見解について、日本政府は「同和問題は人種差別撤廃条約の対象には当たらない」との立場を示し、条約第１条が対象とする「人種、皮膚の色、民族的出身」には該当しないとする解釈の説明がありました。

また、「女性差別撤廃条約」の政府報告をめぐ

（２面につづく）

発行　全国地域人権運動総連合　〒116-0003 東京都荒川区南千住2-16-6　TEL(03)5615-3395　FAX(050)3452-8739
CHIIKI to JINKEN
頒価１部147円（送料63円）１カ年2520円（送料含む）
郵便振替　00190-7-371125

24年度 全国人権連 政府交渉

〈1面からつづき〉

〈外務省つづき〉

っては、「同和地区出身者」を含むマイノリティ女性に関する実態調査の是非が議論となっています。2002年に同和対策特別法が終了して以降、調査が新たな差別を生まないよう慎重な姿勢が求められていますが、外務省は「マイノリティ女性」の定義は明確ではないとした上で、いかなる人に対しても人権侵害は許されないとの原則を示すにとどめました。具体的な対応は法務省の所管であると回答しています。

さらに、国連の女性差別撤廃委員会は2024年10月、日本政府に対する最新の勧告を発表。選択的夫婦別姓制度の導入や男女の賃金格差の是正、中絶の配偶者同意要件の撤廃、沖縄における米兵による性暴力への対応強化など、前回を上回る具体的な対策を求めました。これに対し政府は、勧告を真摯に受け止め、関係省庁と連携しながら必要に応じた対応を進めていく考えを示しました。

文部科学省交渉

教科書の部落問題記述に再考を求める 文科省は現行制度維持の姿勢

教科書における身分制や部落問題の記述に対し、差別を助長しかねないとの懸念を指摘し、記述の見直しと学習指導要領の改善を求めました。これに対し文部科学省は、教科書検定の制度的枠組みを理由に、大きな変更には慎重な姿勢を示しました。

要請では、江戸時代の賤民身分が現代にも継続しているかのような教科書の記述が、誤解と差別意識を助長する恐れがあるとし、こうした記述の是正を要求。また、現在では市民間の交流も進み、旧部落の環境も改善されていることから、現実に即した記述への見直しを求めたもの。

これに対し文科省は、教科書は民間発行者による創意工夫に基づき作成されており、検定はあくまで学習指導要領等に照らして適否を判断するものであると説明。記述内容の修正を省が直接求めることは難しいとしています。

さらに、義務教育段階での「賤民身分」などの理解が難しいと指摘。現場の教師からは、誤解を招く表現が子どもたちの遊び言葉として使われる懸念が示されており、指導要領の見直しが求められていると指摘。文科省は、現行指導要領には賤民身分に関する記述はなく、基本的な身分制の理解を重視していると説明。

また、旧同和地区でのフィールドワークや学習会の継続が児童を分断するとの懸念にも、文科省は地域や児童の実情に応じて各教育委員会が判断しているとした上で、差別を生まない形での人権教育の推進に努めると述べました。

児童生徒支援加配教員の配置については、「同和加配」とは異なり、児童の状況に応じた支援目的で行っているとし、必要な定数確保に努めていく方針を示しました。ただし、北九州市で旧同和地区を特定して指導するような事例には「把握していない」としつつ、新たな差別を生まない教育と啓発の重要性を強調しました。

最後に、応募書類の様式変更を通じた採用差別防止についても、改定の徹底を都道府県や労働局に周知しているとし、公正な採用選考の実現を目指す姿勢を示しました。

国土交通省交渉

公営住宅整備・改修と地域交通の課題 支援策強化を

老朽化が進む公営住宅の建て替えや耐震化、住み替えをめぐり、国による積極的な支援を求めました。国土交通省は、住生活基本法に基づく「住生活基本計画」により、多様な世代が支え合うコミュニティの形成を柱に、住宅政策の総合的推進を進めていると説明。

特に昭和40~50年代に建設された多くの公営・改良住宅は老朽化が深刻で、バリアフリー対応やエレベーター設置など、質の向上が急務。これらに対し、国は社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金による支援を継続し、令和7年度予算案にも必要額を計上したと回答。ただし、建て替えに対する補助率の大幅引き上げは、財政的な制約から困難との見解を示しています。

また、地域によっては住宅の空き家化や一人暮らし高齢者の増加が進行しており、住民との融合を見据えたビジョンの提示も課題となっている。公的支援による地域モデルの構築が求められるものです。

さらに、公営住宅の譲渡を希望する入居者への対応として、国は公営住宅法に基づく手続きに沿い、地方整備局と連携して対応を進めている。家賃徴収や空き家の管理については、自治体の適切な責任と運営が不可欠であり、国は今後も指導を強化すると回答。

一方で、地域公共交通の維持も大きな課題だ。高齢化や運転手不足によってバス・鉄道の廃止が進む中、国は「交通空白」解消本部を設置。公共ライドシェアの導入支援や、交通DX、インフラ整備への補助などを通じ、自治体と連携して生活の足の確保に努める。令和7年度から3年間を集中対策期間とし、地域交通の再生を本格化させるとの方針を説明。

住宅新築資金等貸付事業に係る府県別償還率一覧表(令和5年度末)

府県名	事業実施市町村数	償還率(累計)	滞納額(百万円)	府県名	事業実施市町村数	償還率(累計)	滞納額(百万円)
茨城県	18	62.06%	3,119	和歌山県	21※	96.41%	1,778
栃木県	10	93.16%	620	鳥取県	16	94.89%	1,648
群馬県	16	89.76%	2,550	島根県	14	90.40%	503
埼玉県	28	92.67%	1,191	岡山県	22	89.67%	5,027
千葉県	9	94.28%	253	広島県	20	95.49%	1,235
神奈川県	4	98.34%	24	山口県	16	89.02%	2,065
新潟県	5	75.66%	265	徳島県	19	94.32%	1,257
福井県	2	89.88%	118	香川県	15	86.16%	713
山梨県	4	84.33%	168	愛媛県	20	94.09%	1,486
長野県	31	94.19%	1,547	高知県	26	96.66%	1,782
岐阜県	10	95.39%	208	福岡県	47	94.03%	6,610
静岡県	10	98.42%	207	佐賀県	6	93.83%	19
愛知県	5	97.99%	145	長崎県	2	100.00%	0
三重県	20	93.77%	3,150	熊本県	19	91.29%	1,119
滋賀県	17	98.63%	407	大分県	14	74.45%	2,943
京都府	20※	97.29%	913	宮崎県	11	70.45%	2,943
大阪府	8	99.71%	7	鹿児島県	11	70.45%	2,943
兵庫県	39	97.74%	2,016	全国計	14	99.29%	51,091
奈良県	26※	95.55%	2,664				

※事業実施市町村のうち、京都府は19市町、奈良県は16市町村、和歌山県は8市町で、一部事務組合を設置。

経済産業省交渉

中小事業者支援と災害対策の課題 税制・賃上げ・地域産業も要望

物価高が続く中、消費税の一時的な5%への引き下げとインボイス制度の中止を求めました。小規模事業者やフリーランスの取引排除につながるとの懸念からです。政府は、税の公平性確保と制度の必要性を強調しつつ、負担軽減措置や相談体制の整備などで対応していると回答。

最低賃金引き上げに関しては、社会保険料の事業主負担軽減を求めたことに対し、政府は「医療・年金制度維持のため慎重な検討が必要」と説明。その上で価格転嫁の促進や生産性向上支援、成長企業への投資などを通じて、中小企業の賃上げを後押しする姿勢を示しました。

また、同和高度化資金の返済状況や不正排除の徹底については、都道府県と中小企業基盤整備機構が連携し、返済猶予や経営改善支援を行っていると回答。2023年度末時点の残高は約27・3億円にのぼります。

「えせ同和行為」については、政府が情報共有を行う中央連絡協議会を設置し、根絶に向けた啓発活動や調査を実施しているとの回答に、啓発パンフの見直しについて課題認識を示しました。

靴・履物など皮革産業の振興では、政府は関係団体と連携し、技術向上やブランド化、人材育成などへの支援を継続すると表明。予算増額も毎年要望していると回答。

さらに、大規模災害の復旧・復興に向けては、能登半島地震や奥能登豪雨などに対し、復旧貸付や商店街支援、伝統工芸産業支援などを通じた予算措置を講じてきた。政府は今後も「被災事業者に寄り添った丁寧な対応を続ける」としています。

農林水産省交渉

農業担い手減少と米価高騰の対応支援策の強化を求める

農業の担い手不足や耕作放棄地の拡大、鳥獣被害などによる農地減少が深刻化する中、政府は、若年層の就農支援や流通対策を強化する方針を示しました。

省は令和6年産米は作況101、生産量は前年より増加したものの、集荷業者間の激しい競争により流通が停滞。これが米価高騰を招く要因となった。政府はこれに対処するため、備蓄米を一時的に売り渡す新たな仕組みを導入し、流通の円滑化を図っていると説明。

一方で、農業従事者の高齢化も大きな課題。60歳以上が約8割を占める現状に対し、政府は49歳以下の就農者に年間150万円の交付金を支給するほか、機械や施設導入などの初期投資に対して最大1000万円のうち4分の3補助する制度を整備していると回答。

また、50歳以上の希望者にも農業大学校での研修や実地研修の場を提供し、年齢を問わない支援を実施。65歳未満には無利子融資制度の利用も認めており、幅広い年代での就農を後押しすると説明。

さらに、第三者による農業経営の継承を促進するため、新たに「世代交代円滑化タイプ」を創設。老朽設備の撤去や法人化支援など、ソフト・ハード両面での初期投資を補助する。後継者の経営発展も市町村と連携して最大100万円まで支援。専門家による無料相談も各都道府県で実施しており、農業の持続可能性確保に向けた取り組みを進めていると施策を説明しました。

最後に、農業生産の拡大、所得保障や生産費高騰の支援など抜本的な見直しを求めました。

厚生労働省交渉（老健局関係等）

介護サービスの報酬体系見直しと労働環境改善への要望

省が提案する介護報酬の改定に対し、介護業界からは多くの改善要望が寄せられています。特に、介護サービスに従事する人々の労働環境改善と、報酬体系の見直しが重要な課題です。

まず、介護業界では、長時間・過密労働と低賃金が深刻な問題となっており、これらを改善するためには基本報酬の大幅な引き上げが必要だとの声を提起。利用者の増加に伴う業務負担の増大と、近年の物価高騰に対応するためには、介護従事者の給与を見直し、報酬全体で最低でも8％以上の引き上げが求められている。特に非正規労働が主流となっている介護現場では、処遇改善とともに安定的な雇用の確保が必要であり、これには政府の積極的な介入が求められると指摘。

省は、令和6年度の介護報酬改定において全体でプラス1・59％の引き上げを実施する予定だが、加算と基本報酬を分けて評価しており、業務の内容に応じたメリハリのある報酬体系が導入されることとなった。しかし、業界からは、加算偏重の報酬体系がサービスの質向上に繋がりにくいとの批判もあり、加算と基本報酬のバランスを見直す必要があるとの意見が多いと説明。

また、介護業界では人手不足も深刻であり、特に訪問介護などでは、重度の認知症や身体的な理由から、複数人によるサービス提供が求められるケースが増えている。省は、複数人でのサービス提供を可能とする加算を設け、利用者の状況に応じた柔軟な対応を進める方針を示しているが、この点に関してもさらに詳細な検討が求められると要求。

さらに、小規模多機能型居宅介護事業所については、利用者の入院時における報酬算定を巡る問題を参加者から指摘。現在、1ヶ月以上入院した場合、利用者負担が生じないよう基本契約を終了することが求められているが、入院後に再度サービス利用を希望する場合に対応できる加算の新設が求められている。介護事業者からは、再利用の意向がある場合に柔軟な対応が可能なよう、報酬の見直しと支援の強化を望む声が上がっていると強く要求。

訪問介護の評価についても、より高い報酬を求めました。特に訪問介護の回数や内容に応じて柔軟に対応するための報酬体系の見直しや、利用者のニーズに合わせた訪問サービスの強化が求められている。また、サテライト事業所の新設や、地域密着型の事業運営に対する国の補助金制度創設など、地域ごとの実情に応じた支援が必要と指摘しました。

最後に、ケアマネージャー（介護支援専門員）の配置に関しても、専門職の人材確保が喫緊の課題であり、複数の事業所での人材活用やサテライト型事業所の柔軟な配置など、より効率的な運営が求められていると要求。

これらの課題に対し、厚生労働省は引き続き、介護現場の実情を踏まえた支援を行い、必要な措置を講じていくことが期待されていると返答しました。

厚労省は引き続き企業への啓発を継続する方針を説明。参加者からは「実際の就職差別件数がゼロに近い現状に即して、啓発内容を見直すべきだ」との意見が出されました。

特に、東京都労働局が発行する冊子『採用と人権』において、同和問題に多くの紙幅を割いていることに対し「現在の就職差別の実態と乖離しており、逆に企業側の過剰反応を引き起こす」との懸念を表明。厚労省は「差別の未然防止を目的としており、現状も人権課題として取り組む必要がある」とする一方で、内容の精査については持ち帰り検討する姿勢を示した。

（4面につづく）

厚生労働省交渉（雇用開発課関係）

就職差別防止策を説明 自衛隊の採用活動に懸念を指摘

省は、就職差別の防止に向けた取り組みについての説明を行いました。就職時における人権侵害をなくすため、応募者の能力と適性に基づく「公正な採用選考」の徹底を図っており、全国の経済団体に対し指導文書の送付、啓発資料の配布、人権啓発推進員による研修などを実施している。また、公正採用選考に関する特設サイトや動画も運用されており、企業への周知を強化していると回答。

一方で、自衛隊による高校生への家庭訪問など、一般企業には認められない採用活動が確認されており、参加者からは「自衛隊だけが例外でよいのか」と疑問を指摘。厚労省側は「自衛隊法に基づく行為であり、厚労省の指導が及ばない」との立場を示しましたが、参加者からは「憲法の基本的人権の観点からも見直しが必要」との指摘が出されました。

また、「就職差別につながるおそれのある事象」は令和5年度で745件報告されており、大半は面接での不適切な質問によるものだと説明。同和問題に関わる事例は直接的には確認されていないが、本籍地の確認など、差別を想起させる事例が含まれているといいます。

また「部落差別解消推進法」のもと、差別の存在を否定できないとし、

就職差別につながるおそれのある事象（平成11年度～令和5年度）

区分	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年・元年	2年	3年	4年	5年
全件数	826件	861件	788件	790件	789件	869件	1,041件	1,147件	1,125件	1,087件	1,087件	1,118件	1,040件	958件	1,223件	1,366件	1,134件	1,088件	938件	1,047件	797件	846件	802件	745件
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
（種別内訳）																									
面接時に不適切な質問がされたもの	680件	630件	565件	574件	600件	649件	770件	712件	811件	709件	809件	795件	859件	790件	1,027件	1,069件	923件	850件	748件	946件	698件	790件	630件	580件
	82.3%	73.2%	71.7%	72.7%	76.2%	74.7%	74.0%	62.1%	72.1%	73.5%	79.9%	71.1%	82.6%	82.5%	84.0%	81.9%	81.4%	79.0%	79.7%	88.8%	87.6%	82.7%	78.6%	77.9%
不適切な書類の提出（戸籍謄本、自宅付近の略図、作文等）	64件	39件	28件	40件	26件	36件	32件	9件	16件	22件	16件	4件	9件	2件	12件	15件	2件	4件	10件	1件	2件	6件	1件	3件
	7.7%	4.5%	3.6%	5.1%	3.3%	4.1%	3.1%	0.8%	1.4%	2.0%	1.5%	0.4%	0.9%	0.2%	1.0%	1.1%	0.2%	0.4%	1.1%	0.1%	0.3%	0.8%	0.1%	0.4%
不適切な項目を含む社用紙	19件	120件	104件	106件	81件	121件	152件	205件	196件	175件	110件	193件	95件	70件	94件	114件	70件	77件	73件	88件	42件	81件	83件	80件
	2.3%	13.9%	13.2%	13.4%	10.2%	13.9%	14.6%	25.7%	17.4%	16.1%	10.1%	17.3%	9.1%	7.3%	7.7%	8.3%	6.2%	7.1%	7.8%	7.6%	5.3%	9.6%	10.3%	10.7%
身元調査を行ったもの	7件	1件	1件	1件	1件	1件	2件	0件	1件	0件	0件	2件	2件	1件	0件	0件	2件	0件	1件	2件	0件	1件	2件	3件
	0.8%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	—	0.1%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.1%	0.2%	0.0%	0.1%	0.2%	0.4%
採用前の健康診断書	24件	15件	23件	21件	24件	13件	30件	20件	36件	26件	12件	17件	20件	10件	22件	29件	33件	29件	17件	9件	7件	14件	13件	9件
	2.9%	1.7%	2.9%	2.7%	3.0%	1.5%	2.9%	1.7%	3.2%	2.4%	1.1%	1.5%	1.9%	1.0%	1.8%	2.1%	2.9%	2.7%	1.8%	0.9%	0.9%	1.7%	1.6%	1.2%
インターネットによる調査時の不適切な情報提供	9件	0件	1件	1件	0件	1件	2件	1件	1件	1件	4件	3件	1件	1件	2件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	3件
	1.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.4%	0.3%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
その他	32件	47件	67件	47件	57件	49件	54件	109件	64件	64件	70件	99件	52件	75件	67件	77件	102件	116件	69件	109件	48件	59件	73件	67件
	3.9%	5.5%	8.5%	5.9%	7.1%	5.6%	5.2%	9.5%	5.7%	5.9%	7.3%	8.8%	5.0%	7.8%	5.5%	5.9%	9.0%	10.6%	9.5%	10.4%	6.0%	5.9%	9.1%	9.0%

（注1）上記件数は公共職業安定所等が把握したものである　（注2）11～13年は年報告、14年度以降は年度報告

〈厚労省つづき〉

しました。

さらに、同和対策として実施されている「隣保館経由の雇用保険日数上乗せ制度」についても、「制度の延命により差別の固定化を助長している」との指摘が参加者からなされました。厚労省は「就労支援のための限定的・当面の措置であり、慎重に判断する」と説明し、令和5年度の適用件数は341件であったと明らかにしました。

参加者からは、制度の見直しとともに、差別の実態に即した啓発・指導を求める声が相次いだ。厚労省は「頂いた意見を持ち帰り、関係部局と協議した上で必要な対応を検討する」と応じました。

厚生労働省交渉（地域福祉課関係）

地域福祉の拠点「隣保館」、利用の多様化と制度見直しの時期に

省は、地域福祉の拠点である「隣保館」の運営と今後の在り方について、利用者ニーズの多様化に応じた見直しを検討していると明らかにしました。地域福祉課によると、隣保館は現在全国に770館あり、「誰も断らない支援」を掲げる重層的支援体制整備事業との連携を深めながら、地域に開かれたコミュニティセンターとしての機能強化が求められていると回答。

隣保館は、かつて部落差別解消を目的として設置されたが、時代の変化とともにその性格も変容しています。岡山市などでは「福祉交流プラザ」などと名称を変え、貸館事業を中心とする開かれた施設としての運用が進んでいる。一方で、旧来の枠組みにとどまっており、特定団体のみが利用できるなどの実態も一部に残っているとの参加者からの指摘もありました。

省は、施設のバリアフリー化やエレベーター設置、耐震化などの整備についても積極的に補助を行っており、2024年度は予算超過により他事業の余剰予算を活用して全申請を採択したといいます。ただ、財政面は依然として厳しく、限られた予算内で優先順位を定めた対応が続いていると回答。

また、広域隣保活動事業については、現在18府県市92か所で実施され、国庫補助額は約4億7380万円で、前年度より約300万円減少した。

一方、施設の老朽化により建て替えや大規模修繕の必要性も高まっており、他施設との複合化や防災拠点としての機能強化など、柔軟な運用方針が模索されていると説明。

参加者からは、「制度的にも、開かれた市民のセンターとして隣保館のあり方を見直す時期ではないか」との指摘。厚労省も「まさに大きな議論の時期に来ている」と認識しており、住民意見を反映させた運営方針の指導や全国的な実態把握を進める方針との回答。

今後は、「人権課題への対応拠点」としての再定義や、制度設計そのものの見直しも含め、地域に根差した福祉拠点としての転換が問われています。

援護措置（雇用保険上乗せ）支給実績

労働局	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31(元)年度	2年度	3年度	4年度	5年度
茨城	2	3	8	2	3	4	7	4	5	5	3	3	3	1	2	5	2	5	1	0	0
栃木	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	4	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
神奈川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山	4	11	12	3	5	7	4	5	4	2	4	3	1	1	0	0	0	0	0	2	1
長野	30	20	18	11	8	1	3	5	1	6	8	6	4	1	2	0	1	3	1	1	4
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	0	1	2	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重	91	59	44	50	37	51	57	29	19	17	25	27	16	13	3	2	7	7	6	6	0
滋賀	59	52	71	62	63	75	112	91	79	83	95	73	77	73	70	67	62	88	67	49	49
京都	153	140	130	132	165	132	113	96	58	81	68	59	58	37	67	38	38	39	25	20	30
大阪	61	49	20	21	6	17	5	7	1	8	5	9	25	2	1	1	0	1	2	2	3
兵庫	155	91	73	90	64	68	27	41	46	46	34	35	19	23	6	13	8	4	9	8	3
奈良	89	86	76	69	45	35	43	35	25	28	22	13	8	3	5	4	5	5	2	3	2
和歌山	41	50	29	18	9	7	1	3	4	2	1	1	1	2	2	2	1	0	0	0	0
鳥取	29	12	5	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	8	3	13	10	11	5	7	5	6	7	3	6	5	0	1	0	1	4	1	0	0
岡山	25	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島	94	74	89	85	37	46	40	34	30	13	28	21	16	7	15	5	15	4	5	10	10
山口	12	2	3	4	1	3	3	0	4	6	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	471	413	326	270	268	202	250	171	125	106	79	36	31	19	19	12	18	12	10	9	6
香川	23	31	21	18	28	27	25	21	11	13	15	7	8	9	6	11	8	12	4	4	4
愛媛	78	50	85	54	65	65	48	43	30	32	25	20	13	15	27	9	16	3	2	6	3
高知	380	366	336	293	274	218	226	214	220	194	173	162	111	96	96	96	68	91	62	69	69
福岡	656	570	503	545	1,358	445	457	414	749	349	326	312	267	199	169	186	150	169	143	129	135
佐賀	13	8	7	7	3	6	3	4	3	2	4	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0
熊本	25	23	22	18	22	34	44	27	17	24	19	21	20	20	10	14	6	11	7	3	7
大分	13	25	15	16	16	18	23	17	16	21	13	13	12	4	9	4	10	4	5	12	4
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	37	37	34	14	31	21	32	15	22	20	18	15	12	10	9	12	9	12	9	12	13
全国計	2,578	2,174	1,944	1,774	2,457	1,490	1,515	1,286	1,505	1,065	970	846	710	536	521	481	425	476	360	345	341

兵庫

人権と民主主義は地域社会から

選挙・政治・生活等の課題深める

第40回丹有研究集会が、統一テーマに「21世紀に人権と民主主義を花開かせるために」を掲げ、2月11日、丹波市春日町の「ハートフルかすが」を会場に開催され、満席の70人が参加しました。

丹有教組の清水寿美さんが司会を務め、西脇秀降実行委員長（丹波市草新組）が開会あいさつを行いました。西脇氏は「毎年開催してきた研究集会で確認できること

40回集会を迎えた丹有集会、成果を共有

は、地域の雰囲気も大きく変えてきたのではないか、しかし、一番変わっていないのが、行政と学校です。丹波篠山市・三田市では子どもの世界を分断する『解放学級』が今日もやられている」「人権教育は、国連人権規約・憲法・教育基本法を基礎にすべき」と訴えました。

続いて兵庫人権連の前田武さんが来賓あいさつを行いました。

神戸女学院大学名誉教授の石川康宏さんは、「くらしを支える政治をつくるために」と題して講演しました。政局を切り開くためには、企業・団体献金の廃止、最低賃金1500円の実現とそのための中小企業への支援、選択的夫婦別姓、紙の保険証の廃止凍結など広範な共闘づくりが重要と指摘されました。

特別報告は、兵庫保険医協会事務局の平田雄大さんが『健康保険証』廃止の弊害と今後の私達の運動」と題して話されました。各自治体ですべての住民に「資格確認証」を保険者に職権で交付させる運動を旺盛に進めることが重要と指摘。

集会は、最後に丹有人権連会長の西本嘉宏さんが、「40回にわたった研究集会の成果を共有していこう」と参加者にお礼を述べて閉会しました。

書籍案内

なぜ働いていると本が読めなくなるのか

三宅　香帆 著

集英社新書
1000円＋税

若き文芸評論家が「なぜ仕事と読書（あるいは趣味）は両立しないのか」という悩みについて、近代日本の労働と読書の関係をたどり、私たちの働き方の問題点にまで言及した注目の本です。

明治～大正、立身出世のための教養を培う手段だった読書は、戦前から戦後の高度成長期には大衆が知識を得る媒体や娯楽に。が、バブル崩壊後の近年においては自分に必要な情報以外の知識は「不必要なノイズ」と見られ、そのために多様な情報が入ってくる読書は、長時間労働の影響もあって遠ざけられることになったのではと指摘します。

それでも、本が読めないような余裕のない社会でよいはずはないとして、働きながら本が読める社会を作るにはどうしたらよいかについて提案します。昨年、新書ノンフィクション部門で年間ベストセラー第1位になりました。

霞が関MAP

外務省
合同庁舎3号館
国土交通省
海上保安庁
合同庁舎2号館
警察庁　総務省
消防庁　国土交通省
合同庁舎6号館・A棟
法務省
公安調査庁
合同庁舎6号館・B棟
公正取引委員会
財務省
国税庁
合同庁舎5号館・本館
厚生労働省
環境省
内閣府
合同庁舎5号館・別館
人事院
特許庁
合同庁舎1号館
農林水産省
合同庁舎7号館西館
金融庁
経済産業省
本館・別館
合同庁舎7号館東館
会計検査院
文部科学省
●：地下鉄 丸ノ内線・日比谷線・千代田線
「霞ケ関」駅 出入口
▲：地下鉄 有楽町線
「桜田門」駅 出入口
◇：地下鉄 都営線
「虎ノ門」駅 出入口
●：地下鉄 丸ノ内線・千代田線
「国会議事堂前」駅 出入口
消費者庁
・東京メトロ丸ノ内線・千代田線「霞ケ関」駅B1出口直結
・東京メトロ丸ノ内線・千代田線「国会議事堂前」駅6番出口徒歩1分
金融庁
・東京メトロ千代田線・有楽町線・丸ノ内線「霞ケ関」駅C1出口徒歩1分
・東京メトロ千代田線「日比谷」駅A13出口徒歩3分
・都営地下鉄 三田線「内幸町」駅A6出口徒歩3分
原子力規制庁
原子力規制委員会
・東京メトロ銀座線「虎ノ門」駅2番出口徒歩4分
・東京メトロ日比谷線「神谷町」駅3番出口徒歩5分
防衛省
・JR・東京メトロ「市ヶ谷」駅「四ツ谷」駅から徒歩約12分